

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>（目的） 第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）<u>第21条及び人事院規則10 - 5（職員の放射線障害の防止）</u>（以下「規則10 - 5」という。）<u>第27条の規定に基づき</u>、東京学芸大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線装置の取扱い等について定めることにより、放射線による障害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規程において「放射線装置」とは、X線を発生させる装置及びX線等放射線の発生を伴う実験・測定装置をいう。 2 この規程において「管理区域」とは、放射性同位元素等による放射線障害の予防に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）<u>第1条第1号及び規則10 - 5第3条第3項に規定する区域をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（学長の任務） 第4条 学長は、本学における放射線障害の防止の業務を統括する。 2 学長は、次条に規定する安全委員会及び第10条に規定する取扱主任者から意見の具申が<u>あつた</u>ときは、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第6条 安全委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。 (1) <u>第三部長</u> (2) R I 実験施設長 (3) 保健管理センター所長 (4) 学長が指名した教授会構成員 若干名 (5) <u>各部同等の健康管理者及び安全管理者のうち、学長が指名した者 若干名</u></p> <p>2 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第7条 安全委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。 4 安全委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができ</p>	<p>（目的） 第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）<u>第21条の規定に基づき</u>、東京学芸大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線装置の取扱い等について定めることにより、放射線による障害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規程において「放射線装置」とは、X線を発生させる装置及びX線等放射線の発生を伴う実験・測定装置をいう。 2 この規程において「管理区域」とは、放射性同位元素等による放射線障害の予防に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）<u>第1条第1号及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離規則」という。）第3条第1項に規定する区域をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（学長の任務） 第4条 学長は、本学における放射線障害の防止の業務を統括する。 2 学長は、次条に規定する安全委員会及び第10条に規定する取扱主任者から意見の具申が<u>あつた</u>ときは、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第6条 安全委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。 (1) <u>自然科学系長</u> (2) R I 実験施設長 (3) 保健管理センター所長 (4) 学長が指名した教授会構成員 若干名 (5) <u>人事課長、財務課長及び学系支援課長</u> (6) <u>学長が必要と認めたる者 若干名</u></p> <p>2 前項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第7条 安全委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。 4 安全委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができ</p>

ない。

5 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔省略〕

第9条 安全委員会の庶務は、総務部学外連携推進室が処理する。

〔省略〕

(点検及び検査)

第17条の2 学長は、R I 実験施設及び放射線装置(規則10-5第11条第1項に規定するものに限る。)について、次の各号に掲げる事項により点検及び検査を行う。

(1) R I 実験施設については、別に定める点検表により、年2回以上定期的に点検を行うほか、必要であると認めたときは、直ちに点検を行うものとする。

(2) 放射線装置については、年1回以上定期的に検査を行うほか、必要であると認めたときは、直ちに検査を行うものとする。なお、その結果については、記録の上、これを保存しなければならない。

2 学長は、前項の点検及び検査により、異常が認められたときは、R I 実験施設又は放射線装置の維持管理上、必要な措置を講じなければならない。

(使用)

第18条 放射性同位元素又は放射線装置を使用する場合は、施行規則第15条に定める基準に従い、かつ、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者又は放射線装置使用責任者の指示に従わなければならない。

(1) 原則として、ゴム手袋を使用すること。

(2) 作業台等は、ビニールシート、ポリエチレンろ紙等で表面を被覆すること。

(3) 原則として、ポリエチレンろ紙等で表面被覆したバット内で取り扱うこと。

(4) 空气中に飛散するおそれのある放射性同位元素は、フード又はグローブボックス内で取り扱うこと。

(5) 身体、実験衣、器具等の汚染の有無を随時検査し、汚染を発見したときは、直ちに汚染の除去、廃棄等の処置をとること。

(6) 誤って人体及びR I 実験施設に大量の汚染が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに取扱主任者へ連絡するとともに、応急の処置をとること。

(7) R I 実験施設内での放射性物質の受け渡しは、確実にいき、その所在を明確にしておくこと。

〔省略〕

(測定)

第22条 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあつては、1月を超えない期間ごと

ない。

5 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔省略〕

第9条 安全委員会の庶務は、総務部社会連携課が処理する。

〔省略〕

(点検及び検査)

第17条の2 学長は、R I 実験施設及び放射線装置について、次の各号に掲げる事項により点検及び検査を行う。

(1) R I 実験施設については、別に定める点検表により、年2回以上定期的に点検を行うほか、必要であると認めたときは、直ちに点検を行うものとする。

(2) 放射線装置については、年1回以上定期的に検査を行うほか、必要であると認めたときは、直ちに検査を行うものとする。なお、その結果については、記録の上、これを保存しなければならない。

2 学長は、前項の点検及び検査により、異常が認められたときは、R I 実験施設又は放射線装置の維持管理上、必要な措置を講じなければならない。

(使用)

第18条 放射性同位元素又は放射線装置を使用する場合は、施行規則第15条に定める基準に従い、かつ、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者又は放射線装置使用責任者の指示に従わなければならない。

(1) 原則として、ゴム手袋を使用すること。

(2) 作業台等は、ビニールシート、ポリエチレンろ紙等で表面を被覆すること。

(3) 原則として、ポリエチレンろ紙等で表面被覆したバット内で取り扱うこと。

(4) 空气中に飛散するおそれのある放射性同位元素は、フード又はグローブボックス内で取り扱うこと。

(5) 身体、実験衣、器具等の汚染の有無を随時検査し、汚染を発見したときは、直ちに汚染の除去、廃棄等の処置をとること。

(6) 誤って人体及びR I 実験施設に大量の汚染が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに取扱主任者へ連絡するとともに、応急の処置をとること。

(7) R I 実験施設内での放射性物質の受け渡しは、確実にいき、その所在を明確にしておくこと。

〔省略〕

(測定)

第22条 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあつては、1月を超えない期間ごと

に1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

2 排気口又は排水口にあつては、排気又は排水のつど放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。

3 取扱主任者は、前2項の結果を測定記録簿に記録し、これを5年間保存しなければならない。

4 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者に対して、立ち入っている間継続して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い、その者の受けた個人被ばく線量を測定しなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。

(2) 測定は、胸部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

(3) 前号のほか、体幹部のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては腹部及び大たい部）から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。

(4) 第2号及び第3号のほか、手、指等の末端部の外部被ばくが最大となるおそれのある場合には、その部位についても行うこと。

(5) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。

5 前項の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあつては、毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について集計し、記録しなければならない。

6 前項の測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあつては、毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について算定し、記録しなければならない。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を毎年度集積し、記録すること。

7 前2項の測定記録簿は、永久保存とし、そのつど対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし、5年間保存後に、文部科学大臣が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。

（教育及び訓練）

第23条 学長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等又は放射線装置の取扱い等の業務に従事する者に対し、管理区域に立ち入る前又は取扱い等の業務を開始する前及び管理区域に立ち入った後又は取扱い等の業務を開始した後あつては1年を超えない期間ごとに、次の各号に掲げる項目及び時間数の教育及び訓練を行うものとする。

(1) 放射線の人体に与える影響 30分間以上

(2) 放射性同位元素等の取扱い 4時間以上

(3) 放射線障害防止に関する法令及び規程等 1時間以上

に1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

2 排気口又は排水口にあつては、排気又は排水の都度放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。

3 取扱主任者は、前2項の結果を測定記録簿に記録し、これを5年間保存しなければならない。

4 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者に対して、立ち入っている間継続して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い、その者の受けた個人被ばく線量を測定しなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。

(2) 測定は、胸部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

(3) 前号のほか、体幹部のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部（女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては腹部及び大たい部）から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。

(4) 第2号及び第3号のほか、手、指等の末端部の外部被ばくが最大となるおそれのある場合には、その部位についても行うこと。

(5) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。

5 前項の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあつては、毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について集計し、記録しなければならない。

6 前項の測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間（女子にあつては、毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について算定し、記録しなければならない。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を毎年度集積し、記録すること。

7 前2項の測定記録簿は、永久保存とし、その都度対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし、5年間保存後に、文部科学大臣が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。

（教育及び訓練）

第23条 学長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等又は放射線装置の取扱い等の業務に従事する者に対し、管理区域に立ち入る前又は取扱い等の業務を開始する前及び管理区域に立ち入った後又は取扱い等の業務を開始した後あつては1年を超えない期間ごとに、次の各号に掲げる項目及び時間数の教育及び訓練を行うものとする。

(1) 放射線の人体に与える影響 30分間以上

(2) 放射性同位元素等の取扱い 4時間以上

(3) 放射線障害防止に関する法令及び規程等 1時間以上

- (4) その他放射線障害の予防に関し必要な事項 30分間以上
- 2 前項の教育及び訓練は、放射線障害の防止に関し、十分な知識及び技能を有する取扱主任者又は放射線装置使用責任者が認めた者に対しては、省略することができる。
- 3 学長は、管理区域に一時的に立ち入る者に対して、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
(健康診断)
- 第24条 学長は、放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者に対して、施行規則第22条及び規則10-5第26条に規定する健康診断を実施しなければならない。
- 2 健康診断は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は、6月を超えない期間(白内障に関する眼の検査及び皮膚の検査については3月)ごとに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5mSvを超えるおそれのない場合で、医師が必要でないとき、健康診断を省略することができる。
- 4 前項により健康診断を省略する場合であつて、その後当該年度の実効線量が5mSvを超えた場合は、遅滞なくその者に対して健康診断を実施するものとする。
- 5 学長は、前3項の規定にかかわらず、放射性同位元素の摂取、表面密度限度を超える皮膚の汚染、実効線量限度を超える被ばく等が認められた者又は取扱主任者が必要と認めた者に対し、遅滞なく健康診断を行わなければならない。
- 6 前項までの健康診断の記録は、取扱主任者が点検し、学生の記録については保健管理センターに、職員の記録については人事課において保管するものとし、そのつど対象者に対しその写を交付しなければならない。
- 7 前項の健康診断の記録は、永久保存とする。ただし、5年間保存後に、文部科学大臣が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。

〔省略〕

(記録及び保存)

- 第26条 学長は、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に関し、施行規則第24条第1項第1号及び規則10-5第24条第1項第4号に規定する事項を記載した帳簿を備え、業務従事者等に所定の事項を正確に記入させなければならない。
- 2 取扱主任者は、前項の帳簿を点検のうえ、年度ごとに整理し、5年間保存しなければならない。
(報告)
- 第26条の2 RI実験施設長は、施行規則第39条第3項に規定する放射線管理報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、所定の期日までに、学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告があつたときは、所定の期間内にこれを文部科学大臣に提

- (4) その他放射線障害の予防に関し必要な事項 30分間以上
- 2 前項の教育及び訓練は、放射線障害の防止に関し、十分な知識及び技能を有する取扱主任者又は放射線装置使用責任者が認めた者に対しては、省略することができる。
- 3 学長は、管理区域に一時的に立ち入る者に対して、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
(健康診断)
- 第24条 学長は、放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者に対して、施行規則第22条及び電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断を実施しなければならない。
- 2 健康診断は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は、6月を超えない期間ごとに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5mSvを超えるおそれのない場合で、医師が必要でないとき、健康診断を省略することができる。
- 4 前項により健康診断を省略する場合であつて、その後当該年度の実効線量が5mSvを超えた場合は、遅滞なくその者に対して健康診断を実施するものとする。
- 5 学長は、前3項の規定にかかわらず、放射性同位元素の摂取、表面密度限度を超える皮膚の汚染、実効線量限度を超える被ばく等が認められた者又は取扱主任者が必要と認めた者に対し、遅滞なく健康診断を行わなければならない。
- 6 前項までの健康診断の記録は、取扱主任者が点検し、学生の記録については保健管理センターに、職員の記録については人事課において保管するものとし、その都度対象者に対しその写を交付しなければならない。
- 7 前項の健康診断の記録は、永久保存とする。ただし、5年間保存後に、文部科学大臣が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。

〔省略〕

(記録及び保存)

- 第26条 学長は、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に関し、施行規則第24条第1項第1号に規定する事項及び放射線業務に従事した職員の作業内容等を記載した帳簿を備え、業務従事者等に所定の事項を正確に記入させなければならない。
- 2 取扱主任者は、前項の帳簿を点検のうえ、年度ごとに整理し、5年間保存しなければならない。
(報告)
- 第26条の2 RI実験施設長は、施行規則第39条第3項に規定する放射線管理報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、所定の期日までに、学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告があつたときは、所定の期間内にこれを文部科学大臣に提

出しなければならない。

〔省略〕

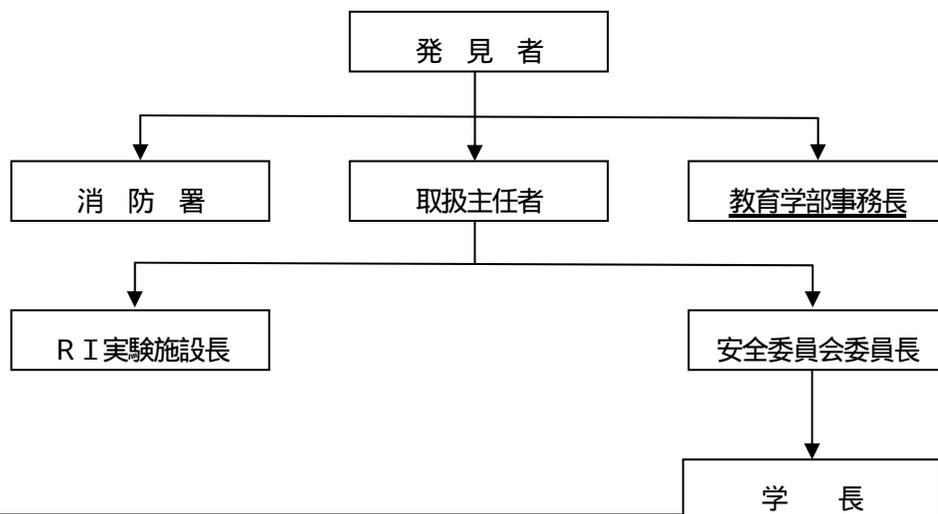
(危険時の措置)

第27条 地震、火災その他の災害及び放射性同位元素等の取扱いにおける事故が起こつたことにより、放射線障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該事態を発見した者は、直ちに消火、付近にいる者の避難、汚染の広がり
の防止等放射線障害の発生を防止するために応急の措置を講ずるとともに、取
扱主任者又は取扱副主任者にその旨を通報すること。
 - (2) 前号の通報を受けた者は、必要があると認められるときは、警察署又は消防
署に通報すること。
 - (3) 第1号の通報を受けた者は、放射性同位元素の使用又は管理区域内への立入
りを禁止するなど必要な応急措置を講じ、かつ、速やかに学長及び関係者に通
報すること。
 - (4) 学長は、前号の通報があつたときは、直ちに放射線障害の発生又は拡大を防
止するために必要な措置を講ずるとともに、事故の原因を調査し、その結果及
び措置の内容等を遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 2 放射線装置に係る事項の事態が生じたときの放射線装置使用責任者の構すべき
措置については、前項第1号から第3号までの規定を準用する。

〔省略〕

別図1
地震等災害発生時の連絡通報体制



出しなければならない。

〔省略〕

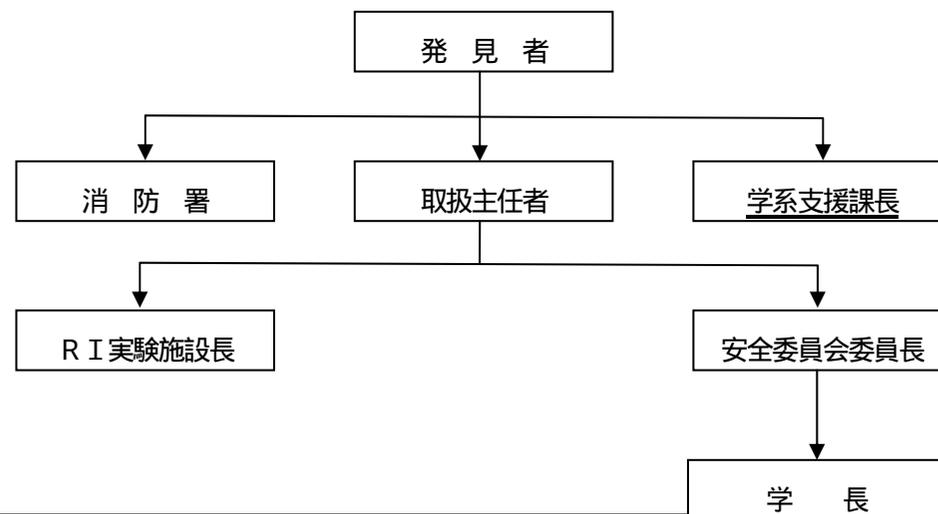
(危険時の措置)

第27条 地震、火災その他の災害及び放射性同位元素等の取扱いにおける事故が起こつたことにより、放射線障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該事態を発見した者は、直ちに消火、付近にいる者の避難、汚染の広がり
の防止等放射線障害の発生を防止するために応急の措置を講ずるとともに、取
扱主任者又は取扱副主任者にその旨を通報すること。
 - (2) 前号の通報を受けた者は、必要があると認められるときは、警察署又は消防
署に通報すること。
 - (3) 第1号の通報を受けた者は、放射性同位元素の使用又は管理区域内への立入
りを禁止するなど必要な応急措置を講じ、かつ、速やかに学長及び関係者に通
報すること。
 - (4) 学長は、前号の通報があつたときは、直ちに放射線障害の発生又は拡大を防
止するために必要な措置を講ずるとともに、事故の原因を調査し、その結果及
び措置の内容等を遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 2 放射線装置に係る事項の事態が生じたときの放射線装置使用責任者の構すべき
措置については、前項第1号から第3号までの規定を準用する。

〔省略〕

別図1
地震等災害発生時の連絡通報体制



注 一般学生が災害発生を発見し教職員に連絡した場合は、連絡を受けた教職員が発見者として処理すること。

〔省略〕

注 一般学生が災害発生を発見し教職員に連絡した場合は、連絡を受けた教職員が発見者として処理すること。

〔省略〕

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。